



# 生命の尊厳から 社会保障を考える

学習会2025年1月31日

主催：日本高齢期運動連絡会

社会保障研究者・水彩画家：芝田 英昭  
(立正大学教授・博士)

# 本日の学習会内容目次

---

1. 人間の尊厳から人権を考える

2. 能力の協同性

3. マイナ保険証と皆保険体制

# 1.人間の尊厳から人権を考える

## 1)生命の尊厳と人権

- ・ 1948年「世界人権宣言」第1条「**すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である**」⇒ 権利が「特定の市民」から「人間一般」へ。

- ・ なぜ人間の「尊厳」が問われるのか⇒キリスト教では「**神の似姿**」と説明⇒ **神のように「被造物を治める」役割を与えられた**ということで、**人の役割が「神に似ている**」という意味。

## 2) 未成熟で産まれる人間の特性と社会性

- ・ 地球の歴史は約50億年。人間が属する「**霊長類**」はおよそ**7千万年前**に出現。
- ・ **600～500万年前**、人間に近い後ろ足で二足歩行する「**猿人**」が出現し、空いた**前足（手）**で「**道具**」を使用。**200万年前**、ヒト属に属する**ホモ・ハビリス**が現れ「**石器**」を使用。その後、**180万年前**には「**原人**」が現れ、「**火の使用**」の痕跡も。**約50～30万年前**には「**旧人類**」が出現し、**大きくなった脳**によって、**精神的にも進化し、また社会的行動**が見られた。
- ・ 人類の直接的な先祖である「**新人類**」は、**約20万年前**に出現し、**社会性を進化させ、芸術・文化を育むこと**となった。

・ 人類が飛躍的な進化を遂げた理由は、四足歩行では頭（脳）を「水平」に保たなければならず、頭を最大限に大きくすることは不可能であったが、二足歩行することで頭を「垂直」に保てることから、大きな頭（脳）を支えることが可能となった。

・ 猿人のアウストラロピテクスは脳の容積は400～500cc程度だが、現生人類の大人の脳の容積は平均1400～1500ccであり、進化の過程で脳の容積を約3倍にまで拡大したことが理解できる。

・ 人間は二足歩行したことで、骨盤から内臓が脱落しないように骨盤腔内の筋肉を発達させた。その結果、四足動物よりも「産道」を狭くせざるを得なくなった。

・人間は、「脳の容積」が大きくなったにも関わらず、産道が狭くなったことで、他の動物に比べ「未成熟」で出産せざるを得なくなった。

・哺乳類である馬や麒麟の出産を観察すると、誕生から数十分程度で立ち上がり駆け出すことから、十分成熟してから出産している。同時に自然界においては、いつ何時他の動物から襲われるかわからないことから、危険回避能力を備えている必要があり、出産直後から生存「本能」が存分に発揮できる。

・人間は未成熟で生まれてくることから、「本能は後退」し遺伝の奥底に潜在化。人間の本能は、他の動物に比べ「十分には機能しない状態」。

・未成熟で生まれる人間は、親だけで育児をするのが困難なため、家族、親族、地域等の多種多様なコミュニティを通して、あるいは巻き込み社会的に育てることとなった。このことから、人間は「社会的動物」と呼ばれている。

・多くの動物は、遺伝的要素や自らが置かれた環境によってその生涯は決定されるが、人間は、遺伝的要素を基底にしながらも社会的に働きかけられることで常に発達し、自らの置かれた環境をも変えることが可能である。つまり、人間以外の動物は「環境を受け入れる」ことしかできないが、人間は「周りの環境をも変えることができる唯一の存在」となった。

・人間は未成熟な状態で生まれるが故に、社会的な働きかけで人格（パーソナリティ）が形成され能力の発達が可能となる。

・人間は社会的な協力・協働によってしか「人格」が形成されないし、また「能力」の発達もない。

- ・ 協力・協働は、その時々**の経済的・文化的・物理的影響を受けることから**、人間の「人格」や「能力」は、兄弟間であっても極めて異なる。いわば、個々人で異なることが「人格」「能力」の特徴であり、また、**あまりに違うが故に、社会的共同体において協力・協働を無視して振る舞えば、弱肉強食社会を肯定しかねない。**
- ・ 人間は、常に「**互いが違うこと**」、「**互いを尊重する**」ことを意識の中心に据えることが重要であり、まさにそれは、**生命の尊厳であり、人権だと言える。**
- ・ また、**生命の尊厳、人権は、個々人の意識の中だけに留めるだけでは擁護することはできない。**
- ・ 歴史を遡ると、**権力を掌握した者が、しばしば人々の人権を蹂躪・侵害した事実があることから、権力を縛る「憲法」や「法」を制定することが重要であることが理解できる。**

### 3) 思考能力と優生学

- ・ **パスカル**は、「人間はひとくきの葦にすぎない。自然の中でも最も弱いものである。だが、それは**考える葦**である」とし、「**人間の尊厳のすべては、考えることのなかにある**」、「**考えが人間の偉大さをつくる**」とも述べている。
- ・ **人間と類人猿との差異** ⇨ 「**複雑な**」思考能力 ⇨ 複雑な思考能力を持ち合わせない場合は、尊厳は無いのか。
- ・ **重い障害**を持って生まれ、また、出生後の人生のある時期にさまざまな**傷病**により、**自らの意思では行動ができなくなる場合**もある。この状態は、**人間特有の複雑な思考能力を発揮できない様**に見受けられるが、では、**人間としての尊厳は否定されるのか**。

## 4) 19世紀以降の優生学

- ・ 優生学の祖フランシス・ゴルトンは、1883年に発表した著書『人間の能力とその発達の研究』において優生学（eugenics）との言葉を世界で初めて使用。
- ・ 1904年、ゴルトンは第一回イギリス社会学会において、「優生学とは、ある人種の生得的質の改良に影響するすべてのもの、およびこれによってその質を最高位にまで発展させることを扱う学問である」と定義。
- ・ 1859年にダーウィンの『種の起源』が出版され、生物学としての進化論が、多くの科学者が認めることとなり、進化論の隆盛が優生学の浸透に寄与した。

- ・ 19世紀以降第一次世界大戦まで**進化論**は、人間やその社会の発展段階にも応用しようとの動き ⇨ いわゆる**社会ダーウィニズム**。
- ・ このような社会情勢の中で、**進化論と遺伝の原理を、人間に応用しようとする「優生学」**は、多くの人々に受け入れられた。
- ・ 優生学における断種の最初の事例 ⇨ **1902年、アメリカのインディアナ州**において、犯罪者や精神障害者が急増していることを理由に、**刑務所に収監者42人に断種を実施**。
- ・ 同州では**1907年に世界で初の断種法が可決・成立し、1909年～1923年までにアメリカ32州で断種法が制定された**。
- ・ ナチスドイツの断種法に大きな影響を与えたと言われる「**カリフォルニア断種法**」は、極めて特異な位置付けがあった。多くの州が、刑務所収監者や精神障害者に断種を行うことを目的としていましたが、同州では、それに加えて**梅毒患者、性犯罪累犯者などにも断種対象者を拡大した**。

- ・ ナチスドイツでは、1938年までは、断種はあくまでも遺伝に由来する患者に限定していた。
- ・ 1939年、「T4作戦」が開始され、断種が劣等民族等虐殺へと優生思想がエスカレートしていった。虐殺の対象となったのは、ユダヤ人、ロマ人、スラヴ人等の異民族、精神病患者、労働しない者、浮浪者、身体障害者、知的障害者、同性愛者等で、900～1,100万人が虐殺されたと言われている。
- ・ 第二次対戦後の優生思想
  - ⇒ 日本：旧優生保護法が、1948年に施行され、知的障害、精神障害、聴覚障害者などが不妊手術を強制された。1996年に法律が改正されるまで、全国で2万5千人以上が手術を強制された。
  - ⇒ スウェーデン：1935年～1975年までに、障害者等が強制的に不妊手術を受けせられた。1997年に同国のジャーナリストが告発するまで、22年間歴史に埋もれていた。

## 5) 人間の尊厳の要素としての人格

- ・ **カント**は、人間以外の生物やあらゆる物（カントは、「被造物」と表現）は、人間が「手段として使用」できるが、**人間だけは手段としては使用できなし、まさに「目的そのもの」**であるとし、人間たる要素は「**人格**」であるとした。
- ・ 人格とは：大辞泉によれば、「**独立した個人としてのその人の人間性**。その人固有の、人間としてのありかた」だとありますが、であるとするならば、**人間たる固有性は「人格」**にあり、人間は、**存在そのものが「尊厳」**と理解できる。
- ・ **カント**は、**人間の尊厳の侵害の典型的な事例**として**奴隷化や人身売買**との他者による「**自由の剥奪**」との概念に止まっている。また、**カントのその概念の対象は、「自律」**との言葉を使用していることから、**出生後から死亡する前までの「生きている人間」**を対象としていたと理解できる。

## 5) 死者との語らいと人間の尊厳の関係性

- ・ 私の娘は、末期の「隋芽細胞腫（悪性脳腫瘍）」のため、22歳の若さでこの世を去った。2006年10月31日、22歳の人生の幕を閉じた彼女は、人間から「遺体」へと変化した。
- ・ 娘は、入院時には「病院の玄関」を潜ったが、患者から死体が変わった時点で、人間ではなく「もの」として扱われた、のだった。しかし、本当にそうであったのであろうか。
- ・ 私は、「人間は、死しても尊厳を維持している」と感じている。死した人間を、弔い、悼み、永きにわたって祀る行為は、人間だけしか行わない。今も、毎日娘の遺影を拝み語りかけている。
- ・ 葬送・法要は、単なる儀礼ではなく、死した人への語りを通して、その人（死者）の人格を確認する行為。人格は、死して消滅するのではなく、死者を取り巻く縁故者によって語りを通して維持される。ただし、厳密に言えば遺体（死者）そのものではなく、記憶や思い出としての死者の尊厳と言える。

## 2. 能力の協同性

- ・人間の能力・智慧が、所与のものとして存在すのか否か、能力の協同性から考える。
- ・高所得者は、しばしば「一生懸命努力して（働いて）稼いだにも関わらず、多額の所得税（や法人税）や社会保険料が徴収されるのはおかしい」と考えがちである ⇒ 努力の結果として、より多くの「分配」を獲得したのであって、分配額が多いからと、税や社会保険料が、努力しなかった者より余計に取られることを非難する論法。
- ・人の存在は、孤立的なものではなく、他者との相互承認・相互依存関係によって成立しており、能力を高め発揮できるか否かは、その人を取り巻く人間関係の豊かさや経済的支援の投入量の多寡によって決まる。つまり、人間は他の人との関わりの中で協力・協同しながら、能力が開花していく。
- ・能力が発揮できたことが、協力・協同の結果として理解できるのであれば、分配された所得を私的所有することに固執するのではなく、協力・協同への見返りとして再分配に貢献することが求められる。

### 3. マイナ保険証と皆保険体制

#### 1) マイナンバー及びマイナンバーカードの法的根拠

- ・ マイナンバーカードは、個人が特定できる個人情報（顔写真、氏名、生年等）を電磁的方法で記録したカード。
- ・ カードの発行に関しても、「申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行する」としていることから、本カードの取得はあくまでも「任意」である（マイナンバー法）。
- ・ 健康保険法では、「病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする」（健康保険法63条）としており、医療機関等におけるマイナ保険証による被保険者確認、いわゆる「電子資格確認」だけが必須となっているわけではない。

## 2) マイナ保険証使用の有無で一部負担の差別化...「法の下での平等」を侵害

- ・ 2023年4月より診療報酬「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」点数の改訂が実施され、マイナ保険証取得・利用のインセンティブを与えた。
- ・ 資格確認において「現行保険証」を使用した場合と、「マイナ保険証」を利用した場合の診療報酬が異なる。加算は、「一部負担」に跳ね返ってくることから、「現行健康保険証」を使用した患者は、「マイナ保険証」を使用した患者より、負担が重くなる仕組。
- ・ 日本国憲法14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」としている。しかし、診療報酬上「マイナ保険証」を使用しないことで、「経済的差別」が生ずることは、「法の下での平等」を侵すことにはならないであろうか。

### 3) 皆保険体制崩壊の危機

- ・ 皆保険体制は、1961年4月1日の国民健康保険制度の全面実施により確立。
- ・ 厚労省ホームページ「我が国の医療保険について」では、国民皆保険制度の意義を、(最終閲覧日：2024年12月10日)
  - ①国民全員を公的医療保険で保障。
  - ②医療機関を自由に選べる（フリーアクセス）。
  - ③安い医療費で高度な医療。
  - ④社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入」と謳っている。
- ・ 現行の健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に舵を切ることが、本当に「国民の安全・安心な暮らしを保証する」ことになるか。

#### 4) マイナ保険証の強制が、皆保険体制を崩壊させかねない問題点

- ・ マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証は5年毎の更新が必要となるが、高齢者（特に認知症高齢者や施設入所高齢者等）や障害者が、更新時期を確認し、マイナ保険証の更新をスムーズにできるのか。つまり、マイナ保険証使用強制により一部の者が場合によっては排除される可能性があり、個人の尊厳（日本国憲法13条）、法の下での平等（日本国憲法14条）からも看過できない問題点を内包している。

- ・ 現時点で、マイナ保険証使用へのインセンティブとして現行健康保険証使用者の一部負担が高くなる仕組みであり、この時点で、診療そのものを忌避する可能性があり、法の下での平等（日本国憲法14条）を侵している。

## 5) 在留カードとの一体化から見える「マイナカード」の恐るべき未来

- ・ 既存の公共事務だけでなく、準ずる事務（準法廷事務）であれば、法改正を経ずに、「省令の改定」のみでマイナンバーに紐づけ可能。いわば、国民の意向とは全く関係なく、政府の意のままにあらゆる個人情報マイナンバーに紐づけすることが可能。

- ・ 現時点で、マイナンバーとの紐付けが想定されているのは、健康保険証（2024年12月実施）、在留カード（2025年）、運転免許証（2025年）、各種社会保障給付、税金関係、各種オンライン決済口座登録、証券口座登録、住宅ローン契約、銀行口座登録、自治体職員証（徳島県職員、新潟県三条市他8自治体）、大学職員証・学生証（東京工業大学）、自治体図書館証（東京都八王子市図書館他59自治体図書館） 大学図書館（宇都宮大学図書館、滋賀大学図書館等）、民間企業社員証（TAC、NEC、NTT.com、内田洋行、NTTデータ等）、その他各種国家資格・免許等である。つまり、日本国内で生活する上では、マイナンバーカードが必須の「査証（ビザ）」の役割を果たすことになる。

## 6) マイナンバーカード常時携帯化

- ・在留カードは、「出入国管理及び難民認定法（改正法2023年6月16日施行）」に規定され、日本に在留資格があり在留する外国人に交付され、同法23条により「在留カード」携帯が義務付け。
- ・入国管理官、入国警備官、警察官、海上保安庁その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、「在留カードの提示を求めたときは、これを提示しなければならない」（同法二十三条3）し、違反した者は、刑事罰の対象ともなる。
- ・マイナンバーカードと「在留カード」との一体化は、日本人には無縁であり、何の問題もないと考える可能性がある。しかし、一体化が完了すれば、例えば日本人であっても、職務質問された場合、外国人でないこと及び身分を証明するために（職務質問においては、通常は、身分証明書の提示は求めないが）マイナンバーカードを提示せざるを得なくなる。

## 7) 国民監視国家と資本主義

- ・ 国家にマイナンバーに紐づける個人情報を選択権限を無制限に与えてしまえば、その範囲は際限なく拡大する。国家にとって、好まざる者を排除する上でも、個人情報を収集することは利益にかなう。
- ・ 国民の個人情報の集積は、大きく「経済的利用」、及び「政治的利用」に供される。
  - ・ 経済的利用：個人情報は、商品開発や宣伝においては貴重なビッグデータであり、活用することで、企業にとっては莫大な経済的利益を生み出す「打ち出の小槌」ともなりうる。
  - ・ 政治的利用：国家（時の政府）にとって好まざるものを炙り出し排除するツールにもなり得る。国家により常時監視されている社会には、国民の感情が萎縮し自由にものを言えない社会を形成することになる。その第一歩を、マイナ保険証が担おうとしている。

## 4. 大砲からバター（社会保障）への社会転換を

- ・ 智慧は、人を殺すことに使うのではなく、人を活かすことに使うべき
- ・ 軍事費の増額、軍事力の増強は、国際緊張をを増幅させるだけ
- ・ 非同盟・中立を確立し外交交渉により軍事衝突を避ける
- ・ 国民が豊かさを感じることができる社会の構築
- ・ 教育（義務教育から高等教育、職業教育）の無償化の実現
- ・ 少子高齢社会における子育て支援
- ・ 無償の基本サービス
- ・ ジェンダー平等社会の確立
- ・ すべての人の社会参加
- ・ 難民の受け入れ充実、移民政策の確立



芝田英昭著

『占領期の性暴力・・戦時と平時の連続性から問う』  
新日本出版社、2022年12月発行



芝田英昭

戦時と平時の連続性から問う  
占領期の性暴力

新日本出版社

芝田英昭著

『歴史に学ぶ生命の尊厳と人権』

自治体研究社、2024年12月発行

